

環境と産業の 未来のために

2007.1 vol.14

No. **45**



No.45 CONTENTS

◆産廃新時代に向けて

産廃振興財団理事長 樋口成彬

◆第13回全国担当者会議開催

- 優良化推進事業
- 不法投棄回復支援事業の取組
- PCB廃棄物の運搬、処理等の方法について

◆エコアラームネット

(不法投棄等未然防止支援システム)

◆優良性評価制度 検索機能パワーアップ

◆産廃処理業 経営塾卒塾式

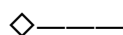
産廃振興財団NEWS



財団 産業廃棄物処理事業振興財団
法人

産廃新時代に向けて

～樋口成彬理事長に聞く～



肌で感じた変化

—おめでとうございます。昨年7月に就任されて、約半年が過ぎました。財団が展開してきている事業、その現場などを視察されたり、幅広い業務内容を聴取されつつあると思いますが、財団活動に対する印象からお話を伺いたいと思います。

樋口成彬理事長 おめでとうございます。就任して以来、業務内容を勉強しながら、国や自治体、経団連、学識者、処理業者等々の多くの皆さんにお会いしてきましたが、本当に多くの方々に支えられていることを知り、改めて感謝しますとともに、今年も旧来に倍してのご指導、ご協力をお願いします。

—昨年の産業廃棄物問題は、平成9年頃から始まった制度作り、とくに相次いで進められた法改正、その実施に向けての政省令の整備も終了し、国をして制度作りは完成したといわしめました。そういった意味では新しい時代に向けての第一歩の年でもあり、産廃にとっては、新世紀が始まっ



たといった印象でしたが—

樋口理事長 私が、JFEの役員として、この評議員になったのは10年位前だったと思います。その当時とは大きく変わっており、様子がわかるにつれ、これは大変なことを引き受けたなと思っています。それだけに、太田前理事長の14年間にわたる活動には、ただただ頭の下がる思いです。本当に大変なご努力だったと思います。私の印象では、以前は減量化、減容化して埋めるだけだったと思いますが、現在は、資源やエネルギー回収の徹底、そのための設備面の進展も著しく、業界の構造改善も着実に進んでいるように感じています。

産業廃棄物を取り巻く多くの人々とお会いして、なかなか簡単にはいかないなという印象も持ちました。それぞれの立場があり、考え方があり、大分勉強させて頂きましたので、これから整理して真摯に取り組んで行きたいと考えています。

◇———

財団設立 15 年を迎えて

—この財団には、基本的な事業として、債務保証、適正処理推進、情報提供、指導普及等々の事業がありますが、新年を迎えての事業展開の意気込みを伺いたい。

樋口理事長 そうですね。産業廃棄物処理事業は、時代の変り目ともいえるべき状況にあります。基本的な拠り所は循環型社会の構築という大きなテーマだと考えます。それに沿って優良化推進事業や産廃経営塾などの構造改革を進める一方、不法投棄の撲滅やPCB対策といった負の遺産の整理を進めていかなければなりません。そのための調査研究、広報活動を展開することも変わりはありませんが、多くの関係者の皆さんに協力を頂きながら、実効ある活動に取り組んで行きたい。

—具体的な事業活動としましては—

樋口理事長 具体的な事業活動として新年度に考えていることは、いろいろとありますが、優良企業を育てるという取り組みでは、全国の許可業者全体を対象に将来像のアンケート調査を実施します。また、産廃情報ネットをさらに強化します。排出事業者が活用し易くするために許可品目とか許可地域などからも処理業者を検索できるようにシステムを改造するものです。太田前理事長が始められた産廃経営塾については、今まで3期を終

了し、全部で101名が卒塾しました。新年も講座内容を一層充実させ第4期を開講したいと考えています。これに関連して、春からは産廃経営塾ネット広場をウェブでオープンすることにしており、卒塾生と講師の輪が一段と広がることを期待しています。

もう一つは、都道府県や政令市が不法投棄・不適正処理事業を管理するためのシステムとして活用してきたエコパトロールを大幅に改造して、名称もエコアラームネットと変更し、新年度から開始する予定です。携帯電話が利用できるようにするとか従来よりも通信速度を大幅にアップするなど使いやすさを向上させます。こういったリニューアルにより、より多くの加入者を募って行きたい。このように新規事業への取り組みとともに従来からの事業内容を時代に合わせて再構築し、新しい時代に向けて事業活動を積極的に展開したいと考えています。

当財団も平成4年12月に設立されて、今年で15年目に入りました。一つの節目であり、心新たに業務に取り組んで行きたいと考えています。

—仕事の話に終始しましたが、新年に当たって私的には何か期すものがありますか—

樋口理事長 ゴルフが趣味の一つですが、今、フォームの改造に取り組んでいます。先日、どうしたら飛びますかということで生まれて初めてレッスンプロに教わったのですが、その効果か、同期会で優勝しましたね。その効果を持続させるために、確かめながら、安定したものにしたいと努力しているところです。気を許すと直ぐ崩れてしまいますからね。(笑)

(聞き手 (株)環境産業新聞社 森本 洋)

第 13 回全国担当者会議開催



静岡県浜松市に 142 名参集

当財団は平成 18 年 11 月 16、17 日に静岡県浜松市において、「第 13 回産業廃棄物処理施設の整備促進に係る情報交換及び産業廃棄物適正処理推進センターに関する全国担当者会議」を開催した。本年は、産業廃棄物処理業の優良化推進事業、不法投棄原状回復支援事業の取組、PCB 廃棄物の運搬・処理等の方法についての話題提供と共に情報交換を行うことをご案内したところ、全国の自治体、廃棄物処理センター等の担当者 142 名のご参加を頂き、また環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室牧谷室長、静岡県環境森林部環境総室今村環境保全統括監、浜松市環境部尾高環境部長はじめ関係団体など多数のご来賓をお迎えして担当者会議を開催することができた。

会議は 16 日の午後から始め、環境省牧谷室長から「産業廃棄物の適正処理推進対策」についての基調講演、静岡県環境森林部環境総室今村統括監から「静岡県の産業廃棄物に関する取組」についての講演をいただいた。

その後、当財団適正処理推進部改田担当部長の司会で「産業廃棄物処理業の優良化推進事業」について山口県・兵庫県の各担当者から優良性評価制度への取組状況について詳細な報告をいただいた。

引き続き、当財団適正処理推進部猿田次長の司会で「不法投棄原状回復支援事業の取組」について、静岡県の担当者より「富士山麓硫酸ピッチ大量不法投棄事案」に関する報告、群馬県の担当者より「行政代執行事例」の報告、秋田県の担当者より「能代事案における住民対応」についてそれぞれ事業を通しての教訓等の報告をいただいた。

次に、当財団適正処理推進部山脇次長より平成 19 年度より開始する「エコアラムネット」の新システムについての説明、当財団技術部泉澤部長より「PCB 廃棄物の運搬、処理等の方法」について事業紹介をした。

会議終了後に行った情報交換会には多数の参加があり、県の報告をされた方と情報交換されたり、会場に設置した「エコアラムネット」の紹介コーナーで、機器を手にとってご覧いただくなど実際に即した PR をさせていただいた。

翌 18 日は、ヤマハ(株)、春華堂(うなぎパイ工場)の施設見学をし、施設先のご担当者から現場の状況・廃棄物の処理等について詳細な説明をいただき大変有意義な施設見学となった。

最後に本会議の開催にあたり準備の段階から多大なご協力をいただきました静岡県、浜松市の関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。

産業廃棄物処理業

優良化推進事業

優良化推進事業は、環境省が平成 15 年度より進めている事業で、当財団は、環境省からの委託を受けて、関係団体と協力しながら取り組んでいます。今回は、当財団 優良化事業推進チームリーダーからの「優良性評価制度の現況」、「財団の支援業務について」等の報告に加え、評価制度の適合認定について独自に「プレ認定」に早い段階から取り組んでいる山口県と兵庫県の方からその取組みについてご紹介いただきました。

優良性評価制度の現況

優良化推進事業の大きな柱である「優良性評価制度」は、平成 17 年 4 月に施行して 1 年半が経ったところである。現在、財団の「産廃情報ネット」では約 1,270 社が情報公開をしている。処理業者の絶対数の多い都市部のほか、県産廃協会が積極的に取り組んでいる地域で多い傾向がある。

審査する側の自治体の体制も

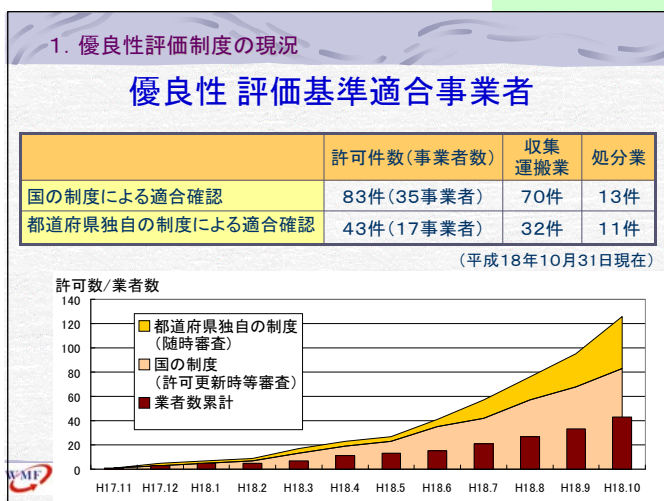
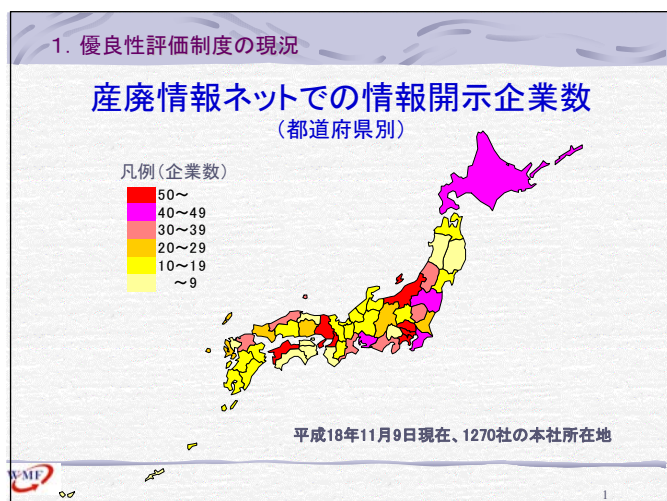
現在約 7 割、今年度末には約 9 割が整う見込みである。

情報公開の中身は、処理工程フロー、料金表、処理量の実績、財務諸表、施設能力など広範にわたり、排出者の業者選定の判断に役立つ相当量の情報を含んでいる。このことについて、もっと排出者に知ってもらわなければならないと感じている。

基準適合業者は 10 月 31 日現在、国の制度によるものと、都

道府県独自の制度によるもの（通称「プレ認定」）を合わせて 43 事業者になり、徐々にではあるが着実に増えている。「プレ認定」は、実際に、国の評価制度を下支えし活性化させており、環境省もこの方式を広く推奨している。

今日は、この「プレ認定」に取り組んでいる 2 つの自治体の方にお越しいただいており、その取組みについてご紹介いただく。



山口県 の取組

平成 17 年 10 月より日本で初めて事前受付による審査を始めた同県から、審査体制や審査上の問題点、課題等についてご報告いただきました。課題としては、中小処理業者への浸透を挙げられ、排出事業者への一層の周知、適合確認業者へのさらなる優遇措置の必要性についてもご提言いただきました。



山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 主査 福本 理氏

山口県では、これまでに 9 業者、19 件を認定している。このうち、8 業者 17 件が随時受付分であり、導入の効果は少なからずあったと見ている。特にこの 9 月 20 日に、県内業者認定第 1 号が誕生し、喜んでいる。

県では、産廃処理業者を検索するホームページを設け、優良性の基準適合業者情報を掲載しており、業の区分で検索できる。

プレ認定の周知方法は、県ホームページへの掲載のほか、リーフレットを作成し、平成 17 年 9 月に全許可業者に郵送した。また、県の産廃協会や、エコアクション 21 の説明会などの制度説明の際に繰り返し説明をしてきた。

また、プレ認定で適合を確認された結果は、許可証に記載することが重要と考えることから、「参考」として、事前審査で確

認された旨を表記することとした。審査体制面は次の通り。

○人員体制

- ・本庁担当者 1 名
- ・収集運搬は、保健所で担当者 1 名。

○審査日数

- ・受付後期間 10 日以内（事務取扱要領）

○所要時間

- ・優良化事務は決して多いとは感じていない。正味、1 件あたり半日程度。

審査上の問題点としては、遵法性について、国の行政処分情報システムを元に判断しているが、掲載されていない自治体があるのが課題である。申立書も徴収しているが、性善説に立って認定しているのが現実である。

情報公開性については、省令に則って審査しているわけだが、

排出事業者の目で見たとときにどうか、と考えたときにどの程度まで開示してもらうかが悩ましいところである。県外事業者からの申請も多いため、本県の審査が悪しき先例にならぬよう気を配っている。

課題としては、県内の中小業者への浸透が挙げられる。これまでのところ、大手から取組みが始まっているのが実情で、中小事業者には新たなビジネスチャンスにもなり得るため、積極的に取り組んだらよいのではないかと働きかけている。また、排出事業者へのさらなる周知も課題である。制度の活性化のためには、適合確認業者へのさらなる優遇措置もあったほうがよいのではないかと。認定業者へは、行政サイドでも新たな仕掛けができればいいな、と考えている。

山口県 産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を実施しています

2006年10月2日更新

制度の概要

- 山口県では、環境省の「産業廃棄物処理業者の優良性の評価制度（優良性評価制度）」を導入し、平成17年10月から任意の申請に基づき、評価基準適合性の審査を行っています。
- ①適合性（不利益地区の有無）、②情報公開性（インターネットによる情報公開）、③環境保全への取組（ISO14001規格等）という3つの観点からの評価基準に適合することが認定された産業廃棄物処理業者に対しては、次のような特典があります。
- （特典1）許可の更新、変更等の際に提出する申請書類の一部を省略（簡略化）することができます。
- （特典2）評価基準に適合した旨が許可証に記載されます。
- （特典3）県がインターネット上で公開している「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」において、優良性の評価を受けた処理業者であることが公表されます。
- （特典4）県「産業廃棄物処理事業推進本部」の「優良処理業者」において、全国の評価基準適合業者リストに掲載されます。
- なお、本県では独自に、評価基準適合性の審査を、許可申請時に限らず、随時受け付けています。

評価基準（簡略）

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物処理業者情報検索

検索結果は平成16年10月22日時点のものです

産業廃棄物処理業者優良性評価制度評価基準適合業者一覧

業の区分:1. 産業廃棄物収集運搬業 合計16件

許可番号 業者名 所在地	代替はるの取組	汚染防止	廃棄物の削減	資源の再利用	省エネルギー	公害防止	労働安全衛生	環境教育	社会貢献	その他	総合評価	他の業の許可
02500000343 株式会社ナルム 〒750-0004 山口県美祿市美祿区美祿町20番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
02500000404 株式会社ナルム 〒750-0004 山口県美祿市美祿区美祿町20番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
02500000329 株式会社ナルム 〒750-0004 山口県美祿市美祿区美祿町20番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
02500000311 大谷化学工業株式会社 〒750-0004 山口県美祿市美祿区美祿町20番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



平成 17 年 10 月より事前受付による審査を始めた同県から、本制度を運用しての所感やこの制度の課題・活かし方等についてお話をいただきました。課題として、排出事業者への PR やわかり易さの重要性について具体例を交えてご指摘いただきました。

兵庫県健康生活部環境局環境整備課廃棄物規制係 係長 樋口 進氏

国の制度は、許可申請時における添付書類の省略であるが、審査業務は大きな負担であり、許可の事務と優良性評価の事務とが二度手間になる恐れがある。事業者側にとっては、そのことよりも評価基準への適合性を認めてもらえるか否かが問題である。このことから、優良性評価基準適合性に関する審査請求は、事務の効率化のために許可申請時に同時に行っていただくこととし、添付書類の省略は実質ないこととなっている。また、国は形式的な要件審査ということにしているが、一つの項目でも不備があると、評価基準に適合していないこととなり、次回の更新許可（5 年先）まで評価基準適合性の審査を受けられなくなっている。

直ちに補正対応してもダメで、この間、他業者が評価基準適合の評価を受けていくのを、指をくわえて見るしかないこととなっている。このため、兵庫県においては、独自に随時に審査することとし、評価基準適合性に関する審査時における補正は認めることにし、情報公開期間についても柔軟な対応をしている。

大事なのは、これまでの経過ではなく、今、要件に適合しているかであり、いかに事業者のやる気を引き出すかである。形式的な運用をすれば、本来のこの制度の趣旨は死んでしまうと懸念している。

このたびの制度運用に関して、苦勞したことは、実質的な施行期日であった平成 17 年 10 月 1 日に間に合うように審査要領等を整備し、実際に審査を行う出先機関の県民局職員の理解を得ることであった。今後の課題としては、排出事業者から見て、さらにわかりやすい、利用しやすい運用を行う必要があることである。適合のレベルもハイレベルでの適合なのか、ぎりぎりなのか、など実質的なランクづけも今後検討していきたい。また、公開情報の見方も重要だ。進んでいる排出事業者は企業内で判定基準を作っているところがある。今後は、このあ

たりのあり方の検討、普及促進方策について取り組むため、来年度以降の事業化に向けて、予算要求中である。

また、この制度は不法投棄対策、電子マニフェストの普及と併せて、更なる運用改善を図っていく必要がある。兵庫県においては、今後、電子マニフェストの普及促進に力を入れることにしており、3 年後には 80%、5 年後には 100%普及を目指している。

適合事業者名公表のホームページ

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合事業者について

1 制度の趣旨

この制度は、産業廃棄物処理業者の許可を受けている者が、適法性、情報公開性及び環境保全への貢献度について一定の基準に適合していることが確認された場合、廃棄物処理法施行規則により、許可証に評価基準に適合した業者であることを確認した旨の記載を行うもので、平成 17 年 10 月 1 日から適用が開始されました。

2 評価基準適合事業者の公表について

評価基準適合事業者の公表は、環境省が定める「評価基準適合事業者公表要領」に基づき行われます。

【公表対象】

・産業廃棄物処理業者の許可を受けている事業者（環境省が定める「評価基準適合事業者公表要領」に基づき行われます。）

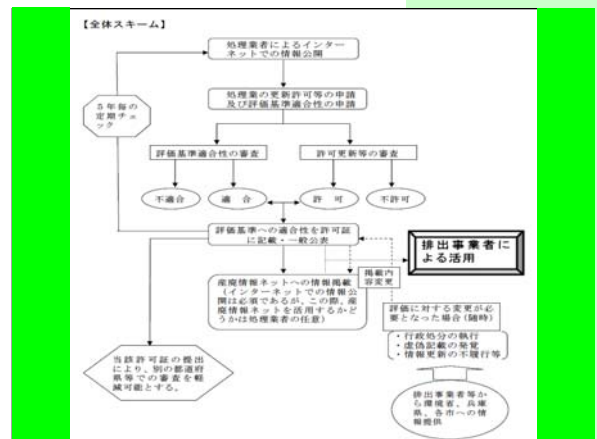
・評価基準適合事業者の公表は、環境省が定める「評価基準適合事業者公表要領」に基づき行われます。

【公表方法】

・評価基準適合事業者の公表は、環境省が定める「評価基準適合事業者公表要領」に基づき行われます。

【公表期間】

・評価基準適合事業者の公表は、環境省が定める「評価基準適合事業者公表要領」に基づき行われます。



まとめ

財団の支援業務について

この制度の価値は、排出事業者がどれだけこれを見て活用するかにかかっている。公開情報がどれだけ閲覧されているかを推察する一手段として、「産廃情報ネット」の開示情報へのアクセス数を見ると、適合確認を受けた処理業者(別表の網掛け部分)へのアクセス数が多いことがわかるので、今後このような面からもPRしていくことを考えている。

このほか、財団として、情報開示を継続的にやっていることを客観的に証明する「履歴証明サービス」や、処理業者が情報開示を進める上でのサポートとして「入力支援サービス」、開示内容に不足がないかなどの「予備チェックサービス」を行っている。排出事業者に対しては、「情報開示システムの検索機能の強化(予定)」や「開示情報の活用方法」などインターネット上での各種支援等の取組みをしている。

優良化推進事業の目指すところ

優良性評価制度について、自治体の方のご発表を通じて言えることとして、以下のような「排出事業者へのさらなる周知」が課題として共通にご指摘いただいた。

- ・公開情報の見方の浸透
- ・許可証への記載をよりわかりやすい表現にすべき
- ・適合のレベルに関するランクづけも今後の検討課題 等

このほか、制度の活性化のためには、適合確認業者へのさらなる優遇措置も必要ではないかとのことご意見をいただいた。いずれもこの制度の今後を方向づける重要なご示唆であり、国とよく協議して検討していく必要があると考える。

評価制度については、より多くの自治体でプレ認定を積極的に導入いただき、またより多くの排出者の目に触れるよう、ホームページをさらに充実していただけるよう、自治体の方をお願いしたい。

さらに付け加えると、優良化推進事業は、優良性評価制度だけでなく、産廃処理業の構造改革を目指す総合的な政策である。産廃処理業の将来を展望するためには、この業界の実態把握もまだ不十分であり、今年度国から委託を受けて、処理業へのアンケート調査を実施する予定である。また排出者と処理業それぞれの意識啓発や人材育成も求められている。排出者に対しては、今年度特に多層下請構造で適正処理の徹底が難しい建設業において活用しやすい浸透ツール(印刷物やホームページ)の作成、処理業に対しては、実務教育の進め方を検討するなど、さらに多角的に取り組む必要がある。今後も、自治体の皆さまのご意見を拝聴しながら、評価制度、優良化推進事業を充実させていく所存なので引き続きご指導ならびにご協力をお願いしたい。

(当財団優良化事業推進チーム
リーダー 改田耕一)

1. 優良性評価制度の現況

公開情報の閲覧状況

H18	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1位	クハ環境	北陸環境サービス	大幸工業	ダイセキ	ダイセキ	ダイセキ
2位	北陸環境サービス	大幸工業	ダイセキ	大幸工業	テルム	有価物回収協業組合石坂グループ
3位	ダイセキ	青木環境事業	大相	テルム	大相	テルム
4位	ハタ金属	ゾーンナミカル	北陸環境サービス	北陸環境サービス	有価物回収協業組合石坂グループ	タケエイ
5位	青木環境事業	大相	クハ環境	有価物回収協業組合石坂グループ	北陸環境サービス	大幸工業
6位	豊栄商会	クハ環境	青木環境事業	大相	クハ環境	北陸環境サービス
7位	大栄環境	ハタ金属	野村興産	クハ環境	タケエイ	大相
8位	東電環境エンジニアリング	ダイセキ	ゾーンナミカル	永一産商	高俊興業	高俊興業
9位	日本塗油	野村興産	有価物回収協業組合石坂グループ	ユニクル	日本アグリ	クハ環境
10位	ミナ金属	日本塗油	ユニクル	野村興産	大幸工業	野村興産

適合確認済み業者10/31現在



不法投棄 原状回復支援事業の取組

原状回復支援事業とは、当財団における事業活動の柱の一つである。

近年、さらに悪質化、広域化してきている不法投棄事案の実例を、静岡県、群馬県、秋田県の各担当者より発表いただいた。

はじめに

これまでの数度にわたる廃棄物処理法の改正により、規制強化が図られ、大規模事案の解決に向けての取り組みが強化されている。その 1 つが、「行政処分の指針について」である。その背景には、悪質業者による不適正処理や自社処理と称した不適正処分が後を絶たず、行政指

導の繰り返しにより不法投棄へ発展する傾向があったからである。今後は、行政処分を適切に執行することにより、地域の環境を守ることが求められている。

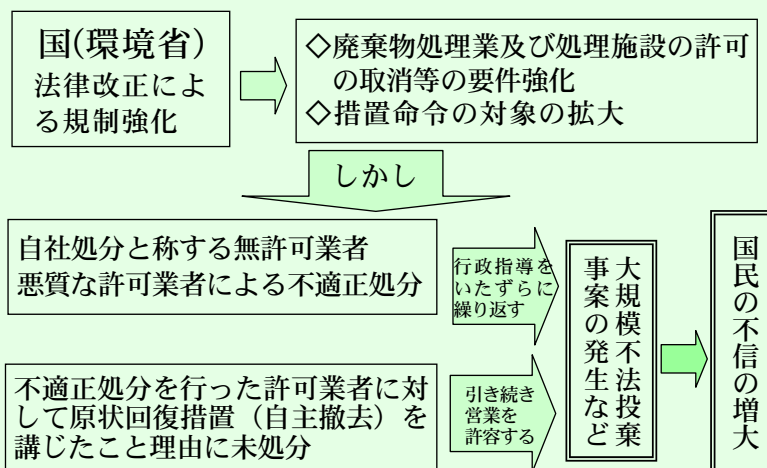
この間の原状回復支援事業を分析すると、処理施設や保管施設、資材置き場における適正処理に似せた不適正処理が拡大して、不法投棄案件になってし

まっている。また、硫酸ピッチ不法投棄事案は、脱税に起因する問題である。硫酸ピッチは、近年、広域に移動しており広域的な連携が求められている。

原状回復支援事業は、産業廃棄物の撤去事業ではない。産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去する事業である。また、行政代執行事業であることが要件の 1 つである。その前提に措置命令があるが、代執行のための措置命令になっている場合もみうけられている。

支援にあたっては、その事業が支障除去事業であることはもちろん、財源は基金や税金であることから、効率的な事業内容であることが求められる。また、行為者はもちろん排出事業者に対して責任の追及が求められる。

行政処分の指針の背景



静岡県 富士山麓硫酸ピッチ大量不法投棄事案

静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室廃棄物係 主幹 宇野毅彦氏



静岡県環境森林部宇野主幹

富士山麓に4箇所ドラム缶ごと硫酸ピッチを放置又は埋設した事案と富士宮市内の倉庫に硫酸ピッチ入りドラム缶を搬入し放置した事案である。

最初の現場は、ドラム缶48本が空き地に放置され、行為者がわからず、平成13年3月に行政代執行により、硫酸ピッチを撤去した。その後、警察の捜査により、行為者及び関係者が逮捕され、その供述から残り3箇所にドラム缶ごと地中に埋め立てられていることが判明した。

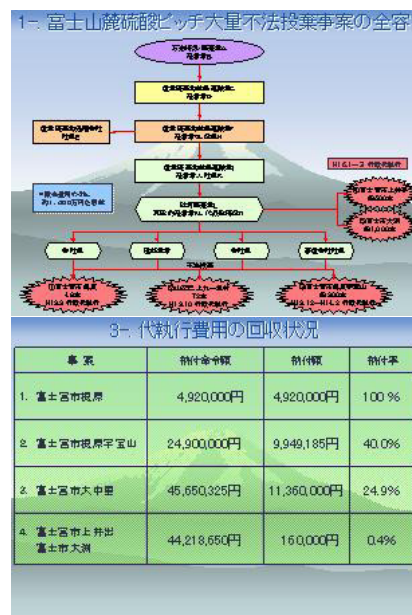
静岡県としては、硫酸ピッチが地中に埋められると漏れ出して地下水を汚染するおそれがあり、富士山は雪解け水もあり地

下水が豊富であることから市民生活を脅かすおそれがあり、先人から受け継いできた財産を失ってしまうということから、代執行に踏み切った。

実際の行政代執行は、埋め立てられたドラム缶を掘削し、漏出した硫酸ピッチを詰め替えて処理施設まで運搬した後、中和焼却処理を行った。また、投棄現場は消石灰で中和処理を行った。その後は、定期的に水質検査を実施しており、現在まで問題はない。

以上の4箇所の不法投棄事案は、T県の石油製造業者が硫酸ピッチを排出し、S県の収集運搬業の許可業者を介し、地元の砂利販売業者(無許可業者)により富士山麓に不法投棄された事案である。関係者がすべての事案について刑事訴追された。

静岡県富士宮市大中里地内の事案は、住宅地にある倉庫からの異臭騒ぎで事案が明らかになった。静岡県では緊急調査のため、県警の現場検証にあわせて



酸素ボンベを背負って立ち入り検査を実施した。倉庫内部は、ドラム缶から硫酸ピッチが流れ出し、高濃度の亜硫酸ガスが充満していた。静岡県では、緊急的な行政代執行によりドラム缶を搬出して処分した。

静岡県は、行為者等に対して求償を行い、代執行に要した費用を回収している。回収にあたっては、行為者の自宅まで出向き、預金の差し押さえなどを行い、全額回収した事案もある。

(質問) 事案担当者の変更に対してどのように対応しているのか。また具体的な財産調査について伺いたい。
(回答) 相手側との連絡に際して、前任の担当者から後任者を紹介する等の工夫をしている。財産調査は国税徴収法を活用している。やらないと相手の言いなりになってしまう。

群馬県 石田川河川敷汚染修復事業

群馬県環境・森林局廃棄物政策課監視指導グループ 係長 根岸義男氏

平成11年9月頃から平成12年2月頃に河川敷を掘削して廃棄物を埋め立てた事案であった。当時は、そこに廃棄物が埋め立てられたことは判らなかったが、平成12年11月の「週刊現代」、平成13年2月の「報道特捜プロジェクト」などの報道により、明らかになった。当該地は近接して飲料井戸があったことから、平成16年11月から平成17年3月にかけて、当該地の掘削調査及び周辺井戸の水質検査を行った。当該地からは廃棄物が発見され、ベンゼン等が確認されたが、周辺井戸からは検出されなかった。

群馬県では、ベンゼン等が確認されたこととともない地下水の流れを調査したところ、周辺

に汚染が広がるおそれがあることから、行政代執行により支障を除去することとした。しかし、原因者が確知できないことから、廃棄物処理法に基づく公告を行った後、行政代執行に着手することにした。

行政代執行の対策方法の検討にあたっては、3つの工法（全量撤去・原位置処理・現場選別処理）を6項目について比較検討している。その中でも経済性と工期に重点を置いた。

実際の代執行は、現場から廃棄物を掘削して、篩い選別（30mm）により土砂と廃棄物に分け、土砂は、生石灰混合後に分析を行って問題ないものだけを埋め戻し材として利用した。廃棄物は、浮遊選別により可燃



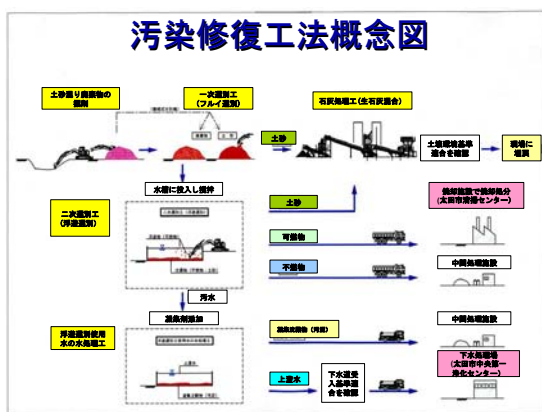
群馬県環境・森林局根岸係長

物と不燃物に分けて、可燃物は太田市清掃センターで焼却処分を行った。浮遊選別により発生した汚泥は凝集材を投入し許可業者に委託処理した。

地元の自治体の協力と支障除去に着眼した適切な工法を選択することにより、効果的で経済的な行政代執行を実施することができた。

（質問）廃棄物の処分に地元の自治体が協力している最大の理由は何か。

（回答）当該不法投棄現場が、地元自治体の水源井戸に近いこともあり、市の環境部が自分たちの問題であるととらえてもらえた。



秋田県 能代事案での住民対応

秋田県生活環境文化部環境整備課 政策監 佐々木 弘氏



秋田県生活環境文化部佐々木政策監

昭和 55 年 9 月に個人が事業を開始し、昭和 60 年に法人化して、中間処理業と最終処分業を営んでいた。平成 9 年から平成 10 年にかけて経営が悪化し、平成 10 年 12 月に破産宣告を受けて、処分場の維持管理を行うことができなくなったことから、県が行為者に代わって水処理等の維持管理を行っている。

当該事業者は、平成元年ごろに議会や地元住民から汚水処理問題を取り上げられたが、その後も営業を行っていた。

平成 7 年に埋立処分場の設置許可申請があり、許可を与えたところ、住民から設置許可の取り消し訴訟が提起された。

当該処分場は、周辺の沢から V O C 汚水が浸出していることから、回収して下流への拡散防止を図らせた。また、拡散防止のために北側遮水壁の設置を命じて履行させた。しかし、その後も V O C 汚水の浸出は止まらなかったため、産廃特措法による支障除去を講ずることとなった。

当該処分場問題に関して、平

成 2 年に地元公害対策委員会が成立し、説明会を開始する中でデータの公表を行う。しかし、処分場設置許可をめぐる委員会が解散し、裁判を契機に住民への説明する場を失うこととなった。しかし、倒産という新たな展開により住民説明会を再開した。このような状況の下、「環境再生懇談会」等を設置し、住民と話し合いの結果、平成 16 年 7 月に原告団と和解が成立した。

当該事案を検証すると、倒産以降、地元住民と膝を交えた話し合いにより、「対峙」から「対話」への方針が住民の理解を得られた。住民も精力的に県が示した計画に対して検討を重ね、

特定支障除去当事業全体図



能代産廃処理センター全景



県も住民から寄せられた意見や提案を尊重し、可能な限り対応したことが住民に理解された。

地元住民の理解を得るには特別な手法はない。住民の疑問や要望に対して納得が得られるまで

真摯に説明し対応することが重要である。

(質問) 住民対応が難しいのは理解している。代執行着手後はどう対応すればよいか。
(回答) 過去の経緯を理解した上で、住民の目線になることが大切だと考えている。

まとめ

近年の原状回復支援事業(支障除去事業)を分析すると、産業廃棄物処理業者による不適正処理事案から不法投棄に発展した事案が見られる。行政責任の重さ(不作為)を考えると決して許せることではない。このような中、住民の行政に対する不安と不満が高まっている。

代執行により生活環境保全上

の支障を除去するとき、重要なのは取り除くべき支障の明確化であり、コスト意識であり、関係者への求償が大切である。

では、未然防止のためにどうすればよいか。それは、排出事業者への管理責任の追及である。処理業者に対して行政指導を繰り返しても現場は改善しない。改善させるためには、排出事業者から物

と金が流れないこと、いわゆる排出事業者の管理責任の追及が重要である。よって、これからは、処理業者に対して立ち入り検査などの監視指導を強化することにより、不適正廃棄物を還流させず、不適正処理を防止することが不法投棄等の未然防止につながる。

(当財団適正処理推進部次長猿田忠義)

行政対応検証結果の分析から

○早期発見・拡大防止策が不十分

○理由 →

- ①専門知識の不足
- ②問題意識の欠如
- ③立入検査の不徹底
- ④対応人員の不足
- ⑤関係機関との連携不足

住民
不満

行政に対する不信感

- ・苦情に対して対応→言い訳
- ・支障の除去ではなく、支障そのものが発生しないこと

生活環境保全上の支障除去

- ・生活環境保全上の支障の明確化
- ・廃棄物の処分→支障除去のための対策(コスト意識)
- ・求償措置(費用を如何に回収するか)

『排出事業者の管理責任の追及』

PCB 廃棄物の運搬、 処理等の方法について

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 理事・技術部長 泉澤 秀一

全国担当者会議という場で、PCB 問題については、今までに環境省からは講演が何度かあったと思いますが、今回弊財団からの報告は初めてですので、財団が平成 4 年 12 月の設立以来ずっと取り組んでおります PCB 廃棄物問題の概要について、簡単に紹介させていただきます。

- ・ PCB 特別措置法の届出に用いる廃棄物の種類
 - ・ 高濃度 PCB 廃棄物
 - ・ 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、安定器、PCB、PCB を含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他の機器等
 - ・ 柱上トランス
 - ・ 低濃度 PCB 汚染電気機器（微量 PCB 混入電気機器）
 - ・ PCB を使用していないとされた絶縁油を含むトランス、コンデンサ、リアクトル及びケーブル等の中に低濃度の PCB に汚染された絶縁油を含むものが存在

画面-1 PCB 廃棄物の種類

国名	主要基準
日本	0.5ppm超
米国	50ppm以上
カナダ、EU、英国、ドイツ、フランス、ベルギー	50ppm超
オランダ	7種類の異性体の何れかが0.5ppm以上
オーストラリア	50ppm以上

画面-2 日本と海外の廃 PCB 等の基準

PCB 廃棄物の種類 画面-1

PCB 廃棄物の種類のうち現在、高濃度 PCB 廃棄物については主に国(日本環境安全事業株式会社、略称 JESCO)が処理を実施(一部建設中)しており、柱上トランスについては本州 6 電力がそれぞれ自家処理(一部建設中)しており、低濃度 PCB 汚染電気機器についてはこれからどのように処理を進めて行くかその処理方策について国及び産業界で検討中である。ここで言う低濃度 PCB 汚染電気機器とは、意図せずにトランス、コンデンサ等の電気機器に微量の PCB が混入したもので、その PCB 含有濃度は高いもので数千 ppm のものもあるがほとんどは 50ppm 以下である。

日本と海外の廃 PCB 等の基準 画面-2

PCB 廃棄物となる基準は、日本の場合世界で最も厳しい 0.5ppm 超であるが、海外では 100 倍の 50ppm 以上が多い。海外で最も厳しいオランダの場合、PCB の 209 種類の異性体のうちその合計値(totalPCB)ではなく特定の 7 種類の異性体の

うち何れかが 0.5ppm 以上の場合に PCB 廃棄物となるが、これは処理前の PCB 廃棄物の totalPCB に換算すると、PCB 製品によって異性体の分布が異なるので、約 3～6ppm と推定される。

PCB の国内生産量と用途別使用量

国内使用量約 54,000 トンのうち約 70% の 37,000 トンがトランス、コンデンサ等の電気機器に使用されている。

PCB 廃棄物の所在 画面-3

平成 15 年度の PCB 特措法による届出データによれば、高圧トランス、高圧コンデンサの保管中のもの及び使用中のものの合計量は約 30 万台である。これらはいずれも高濃度 PCB 廃棄物に当たる。一方低濃度 PCB 廃棄物の高圧トランス、高圧コンデンサについては、この届出データには無いが、これまでの PCB 検出データと使用量・保管量から概算すると約 120 万台と推定されている。

高濃度 PCB 廃棄物の処理体系 画面-4

図に示すように国(日本環境安全事業株式会社)が全国 5 か所で処理を実施しており(北海道事業所は建設中)、民間会社は 1 社(日本車輛製造株式会社)建設中である。

PCB 廃棄物の運搬方法 画面-5

環境省から示されている「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」によれば図のような運搬方法となる。これは高濃度 PCB 廃棄物に適用される。この図にはないが、船舶(フェリー等)も必要に応じて使用される。

PCB 廃棄物に関する財団の役割 画面-6～9

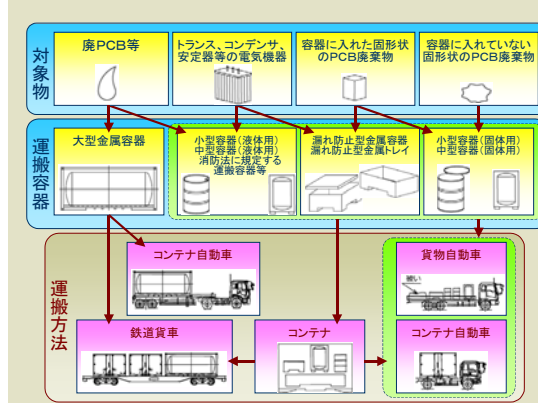
(1) PCB 廃棄物の新しい処理技術の評価(画面-6)

PCB特措法に基づくPCB廃棄物等の届出の全国集計結果 (平成16年3月31日現在)		
廃棄物の種類	保管量	使用量
高圧トランス	18,687 台	3,449 台
高圧コンデンサ	250,739 台	27,983 台
低圧トランス・コンデンサ	1,872,654 台	42,776 台
柱上トランス	2,146,581 台	1,764,699 台
安定器	5,551,983 個	485,261 個
PCB・PCBを含む油	176,542 トン	213 kg
感圧複写紙	668 トン	
ウエス	225 トン	
汚泥	15,411 トン	
その他の機器等	114,915 台	3,708 台

画面-3 PCB 廃棄物の所在

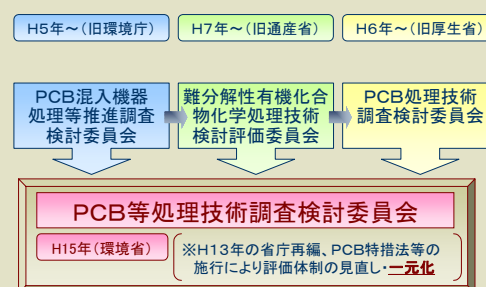
	廃PCB等処理技術	PCB汚染物処理技術
国(日本環境安全事業株式会社)		
北九州事業(第1期) (平成16年12月～)	・金属ナトリウム分散体法(SD法)	・精密再生洗浄法 ・真空加熱分離法(VTR法)
豊田事業 (平成17年9月～)	・金属ナトリウム分散油脱塩素化法(OSD法)	・溶媒抽出分解法(SED法) (真空加熱分離法を含む)
東京事業 (平成17年11月～)	・水熱分解法	・MHI化洗法(真空加熱分離法を含む) ・水熱分解法
大阪事業 (平成18年10月～)	・触媒水素化脱塩素化法(Pd/C法)	・溶剤洗浄法 ・真空加熱分離法(VTR法)
北海道事業 (平成19年10月(予定))	・金属ナトリウム分散体法(SP法)	・溶媒抽出分解法(SED法) (真空加熱分離法を含む)
民間		
日本車輛 (平成19年3月(予定))	・気相水素還元法	・気相水素還元法

画面-4 高濃度 PCB 廃棄物の処理体系



画面-5 PCB 廃棄物の運搬方法

◆ PCB処理技術評価経緯



画面-6 PCB 廃棄物の新しい処理技術の評価

弊財団においては平成6年度より当時の厚生省より委託を受けて PCB 処理技術調査検討委員会の事務局を担当し新しい PCB 化学処理技

- ◆ 処理技術調査支援
- ◆ 処理施設立地調査
- ◆ 処理施設運転・維持管理支援
- ◆ 広域搬入システム基礎調査
- ◆ 搬出技術調査支援
- ◆ 処理施設技術提案審査支援
- ◆ 基本情報及び機器情報データベース作成

画面-7 JESCOのPCB処理事業に対する支援

◆トランス、コンデンサ、安定器等のPCB廃棄物を保管している事業者を対象とした支援

- 機器銘板調査及びその結果のリスト化
- 機器銘板調査等から高濃度PCB機器あるいは低濃度・非PCB機器の2グループへの仕分け
- 絶縁油の採油及びPCB分析(コンデンサ等の密封機器でも採油可)

画面-8 PCB 廃棄物保管事業者への支援

- ◆ 低濃度PCB汚染物対策検討委員会
 - 原因究明WG
 - 簡易測定法WG
 - 処理方策WG

◆ 焼却実証試験

- ◆ 日本経団連 低濃度PCB対策WG

画面-9 低濃度PCB汚染物対応

術の基準化を検討していたが、平成15年9月よりPCB処理技術の評価体制は、弊財団に一本化され、原理・安全性の評価、実証試験の計画・結果の評価及び基準化検討のすべてを担当している。現在までに評価終了したPCB化学処理技術は、処理対象物が廃PCB等(液状のもの)及びPCB汚染物(PCBが付着・含浸した固形状のもの)の両方の合計で45件に達する。

(2) 日本環境安全事業株式会社(JESCO)のPCB処理事業に対する支援(画面-7)

JESCOのPCB処理事業に対しては、左図に示すように処理施設建設のための技術支援、処理施設発注時の申請された処理技術提案書の審査支援、運転・保全等維持管理のための技術支援、収集運搬関連調査支援及び届出データ・機器情報データのデータベース作成等を行っている。

(3) PCB 廃棄物保管事業者への支援(画面-8)

今年7月より、PCB 廃棄物保管事業者を対象として、保管廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物であるか、低濃度 PCB 廃棄物であるかあるいはPCB を含まない廃棄物であるかを有料で調査する事業を開始した。現時点で既に15件実施している。

(4) 低濃度 PCB 汚染物対応(画面-9)

低濃度 PCB 廃棄物については、環境省及び経済産業省から委託を受け委員会事務局として汚染原因究明及び簡易測定法検討を進めてきた。処理方策については今年度も検討を継続している。一方環境省の委託により昨年度から焼却実証試験を実施している。これは将来の低濃度PCB 廃棄物の処理技術の一つとして検討しているものである。

エコアラームネット

不法投棄等未然防止支援システム

今年 4 月に本格稼働予定の自治体向け不法投棄等未然防止支援システムの名称が「エコアラームネット」に決定し、昨年 11 月の全国担当者会議でデモ画面も使って発表させていただきました。

エコアラームネットは現行の「エコパトロール」の後継システムですが、価格面でも機能面でも大幅に改良されています。不法投棄の庁内情報管理システムの更新や新規構築を予定しておられる自治体には特に是非ご検討いただきたいと願っています。

新名称決定! 加盟自治体募集中!

事案の巧妙化に対応

近年増加している偽装リサイクルや計画的倒産など巧妙かつ長期間にわたる不法投棄事案に対応するには、パトロール記録や行政指導の時期・内容など事案の経緯に関する情報を適確に保存管理しておくことが極めて重要です。エコアラームネットはこれまでの運用実績を基に、現場職員・監視員の皆様が必要とされる情報を効率的に記録・検索できるよう設計してあります。

広域化にも対応

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案は、その多くが複数の地方自治体にまたがって発生

しています。エコアラームネットは基本的には各地方自治体が所管事案を管理するためのシステムですが、行政職の守秘義務に抵触しない範囲の特定情報は、加盟自治体相互に検索可能となっていますので、検索結果を足がかりに関係自治体間で所要の情報交換・相互協力を進めることができます。

利用料金の引き下げ

加盟自治体の利用料金体系として 94 万 5 千円と 126 万円(いずれも年間額、税込み)の 2 種類をご用意しました(現行のエコパトロールでは標準例で約 300 万円)。専用回線、専用携帯入力

装置、利用度の低い機能などを廃止し、この料金を実現しました。

利便性が大幅アップ

従来は所管部署に設置した専用端末 1 台からしか操作できませんでしたが、エコアラームネットでは ID・パスワードと認証キーにより既存パソコンから簡単・安全に操作できます。現場からシステムにアクセスする時も、専用携帯入力装置でなく汎用のパソコンで OK です。携帯電話からの不法投棄等の発見・通報受け機能も具備しています。

●現在の加盟自治体

北海道、青森県、秋田県、栃木県、福島県、茨城県、群馬県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県

●平成 19 年度新規加盟予定

環境省(本省)、北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所、九州地方環境事務所

●問合せ先

当財団適正処理推進部 小野、高砂(たかすな) TEL 03-3526-0155

総額 956 億円を計上

平成 19 年度廃棄物関係予算案 低濃度 PCB 対策 28 百万円

平成 19 年度国家予算案の流れ

財務省は、20 日の閣議に平成 19 年度予算財務省原案を提出し、各省庁に内示した。直ちに復活折衝に入り、24 日午前の臨時閣議で、平成 19 年度予算政府案を決定した。一般会計は 82 兆 9,088 億円(前年度比 4%増)で、政策経費の一般歳出は、3 年振りに 1.3%増となったが、財政健全化策は堅持され、公共事業は、6 兆 9,473 億円を計上、前年比 3.5%の減となっている。

その中で、廃棄物・リサイクル対策関係予算案は、総額 95,576 百万円(前年度比 6.8%減)が計上された。廃棄物関係予算案内容は、補助金制度から循環交付金制度への切り替え過程であるなどの要因から、公共事業費は、交付金の増加と補助事業継続分の当然減が錯綜しているが、循環交付金は約 30 億円(前年度比 7%増)の増額が認められている。産業廃棄物関係では、PCB 処理施設建設費補助金が予定通り約 185 億円計上され、整備事業が進められる。また、不法投棄対策と適正処理の推進、電子マニフェストの普及促進、低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業、新規事業としては、石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業を進めるための予算が認められた。

環境省の基本的な方向

環境省は、平成 19 年度廃棄物・リサイクル対

策関係予算要求に当たって、「もったいない」の心を踏まえた 3R の推進と不法投棄対策をテーマに概算要求内容をまとめたが、廃棄物行政を展開する基本的な考え方として、次のような重点項目を上げていた。その要旨を紹介する。

先進的な循環型社会の構築を一層進めるため「循環型社会形成基本計画」を見直し新たな計画を策定、循環型社会形成交付金の活用等により、廃棄物エネルギー利用、バイオマス利活用を進め、温暖化対策との相乗効果を図りつつ、循環型の地域づくりを加速する。また、食品リサイクル法、家電リサイクル法の見直し等、充実、強化を図るとともに、容器包装リサイクル法改正を受け、レジ袋の削減を始め、容器包装の 3R のさらなる推進を図る。

さらに、国際的な 3R の推進を図るため、物質フロー・資源生産性の評価手法等の国際整合化に向けた取り組み、G8 サミットの 2008 年日本開催に向けた 3R イニシアティブの行動計画案の作成、循環資源の適正な越境移動の確保のための事業、3R システム構築の研究開発等進める。

加えて、喫緊の課題である不法投棄対策と適正処理の推進のため、産業廃棄物処理業者の優良化推進、電子マニフェストの普及促進、石綿廃棄物の無害化処理認定制度の円滑な施行、低濃度 PCB 汚染物の処理方法の確立等を進める。その他では、

効率的な生活排水対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の一層の促進を含め、浄化槽整備を進める。新規事業として要求した漂流・漂着ごみ問題は、大量に漂着したごみを処理する市町村を支援する。

以上が平成 19 年度廃棄物・リサイクル関係予算案の基本的な考え方と新年度の廃棄物行政の方向づけである。

産業廃棄物関係予算案の個別内容

産業廃棄物関係予算案の項目別のおもな内容を紹介する。

単位：百万円

- 食品リサイクル推進事業 0→ 19
法的見直しを踏まえた優良事業者の表彰、消費者向け PR を進める。
- 家電リサイクル推進事業 0→ 40
法に基づくリサイクルされてない廃家電の実態解明、2011 年地上波デジタルへの完全移行に伴うテレビの廃棄状況等実態調査を行う。
- 産廃処理業の優良化推進事業 56→ 56
産廃処理業の優良化推進のため、排出事業者及び処理業者に対し、評価制度の普及・活用促進を図る。

- 電子マニフェスト普及促進事業費 98→ 90
平成 22 年度までに大規模排出事業者に交付されるマニフェストの 80%を電子化できるようにする(IT 新改革戦略)目標を踏まえ、普及拡大を図るため、説明会、電子行政報告システムの構築など環境整備を図る。

- 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費 0→ 10
法改正で創設された大臣認定制度の円滑な運用を図るため技術専門委員会の設置、立入検査等を行う。

- 低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業 18→ 28
既存の処理技術を活かして処理を進めるため、焼却処理の実証試験や容器や部材の洗浄方法等の検討を行い、確実かつ効率的な処理方法の確立を図る。

- 災害廃棄物処理事業費漂着ごみ向けに 0→100
地球環境局に 350 百万円の調査費を計上した。

表 1 公共事業 (単位：百万円)

	平成 18 年度 予 算 額	平成 19 年度 予 算 (案) 額	対 前 年 度 差引増△減額	対前年度比(%)
循環型社会形成推進交付金	43,093	46,096	3,003	107.0
一般廃棄物処理施設等	29,414	32,800	3,386	111.5
浄 化 槽	13,679	13,296	△ 383	97.2
廃棄物処理施設整備費補助金	49,227	38,431	△ 10,796	78.1
一般廃棄物処理施設等	24,227	19,919	△ 4,308	82.2
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,000	18,512	△ 6,488	74.0
合 計	92,320	84,527	△ 7,793	91.6
一般廃棄物処理施設等	53,641	52,719	△ 922	98.3
浄 化 槽	13,679	13,296	△ 383	97.2
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,000	18,512	△ 6,488	74.0

優良性評価制度

処理業者の検索機能がパワーアップ

現在仮運用、本運用は 19 年 3 月 1 日から

当財団のホームページ「産廃情報ネット」では、環境省の優良化推進事業の一環で、産廃処理業者が優良性評価制度の情報開示を無料で行うことができる「情報開示支援システム」を運用しています。前号で一部ご紹介いたしましたが、昨年 12 月 20 日より、排出者が処理業者を選択する際に、優良性評価基準適合の有無、地域、廃棄物の種類、許可の種類（収集・処分）などの条件で、処理業者を容易に検索できるよう、機能の追加・拡充を行いました。

現在は、処理業者の方に検索対象となるための追加入力作業をお願いしている仮運用中ですが、3 月 1 日には本格運用する予定です。

今後とも使いやすく見やすいシステムにするよう努めてまいりますので、皆さまのご活用をお願い申し上げます。

主な改良のポイント

1. 産廃業者の絞り込みが容易

優良性評価基準適合の有無、許可自治体、廃棄物の種類、許可の種類、電子マニフェストの対応、環境保全の取組み等の検索条件で、絞り込みが可能になりました。（図 1）

2. 適合確認された処理業者を色分け表示

検索に合致した処理業者が、開示情報の最終更新日時の新しい順に一覧表示され、適合確認を受けた処理業者には色が付き、識別できます。（図 2）

3. 詳細情報をワンクリックで表示

検索結果の事業者名をクリックすると、会社情報や優良性評価制度の情報開示、許可取得状況が一覧表示され、さらに情報開示や許可の内容を見ることができます。（図 3）

許可情報等による処理業者検索

適合確認自治体 (選択はこちら)	☐ いずれかの自治体で適合確認されている 指定なし
適合確認された 許可の種類	☐ いずれかの許可で適合確認されている ☐ 産業廃棄物収集運搬業 ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 ☐ 産業廃棄物処分業 ☐ 特別管理産業廃棄物処分業
許可の種類	☐ 産業廃棄物収集運搬業 ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 ☐ 産業廃棄物処分業 ☐ 特別管理産業廃棄物処分業
許可自治体 (選択はこちら)	指定なし
廃棄物の種類 (選択はこちら)	指定なし
電子マニフェスト対応	☐ 収集運搬業 ☐ 処分業
環境保全の取組み	☐ 認証取得済 (ISO14001またはエコアクション21、その他相互認証された規格等)

※検索条件はAND検索(全てを含む)を原則としますが、処分業を選択した場合、許可自治体はOR検索(いずれかを含む)になります。

検索 検索条件をクリア

図 1

検索結果は最終更新日の新しい順に表示され、適合確認済の業者に色が付いている。

検索結果に該当する業者は 4 件(内、適合確認された業者: 1 件)

業者番号	産業廃棄物処理事業者の概要
1234567890	許可自治体: 仙台市、山形県、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、埼玉県、さいたま市、川越市 廃棄物の種類: 【産業廃棄物】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず 【特別管理産業廃棄物】特別廃油、特別廃酸、特別廃アルカリ、特別感染性産業廃棄物 許可の種類: 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業 電子マニフェスト対応: 収集運搬業、処分業 環境保全の取組: ISO14001認証取得済 優良性適合: 該当なし
0987654321	許可自治体: 埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、長野県、愛知県 廃棄物の種類: 【産業廃棄物】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず 【特別管理産業廃棄物】特別廃油、特別廃酸、特別廃アルカリ、特別感染性産業廃棄物 許可の種類: 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業 電子マニフェスト対応: 収集運搬業、処分業 環境保全の取組: ISO14001認証取得済 優良性適合: 福井県 産業廃棄物収集運搬業、三重県 特別管理産業廃棄物収集運搬業、山口県 特別管理産業廃棄物処分業
5678901234	許可自治体: 宮城県、福島県、郡山市、いわき市 廃棄物の種類: 【産業廃棄物】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず 【特別管理産業廃棄物】特別廃油、特別廃酸、特別廃アルカリ、特別感染性産業廃棄物、特定廃石綿等 許可の種類: 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業 電子マニフェスト対応: 収集運搬業、処分業 環境保全の取組: ISO14001認証取得済 優良性適合: 該当なし

図 2

■会社情報

会社名 (個人の場合は氏名)			
代表者名			
本社住所			
代表電話番号		代表FAX番号	

電子マニフェスト対応: 収集運搬業、処分業 環境保全への取組み: ISO14001認証取得済

■優良性評価制度に係る情報開示

閲覧可能な開示項目セット	公開日	最終更新日
産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示	平成17年03月31日	平成18年12月20日

■許可取得状況

○は優良性評価制度において適合確認された許可情報です
(この許可取得状況は、優良性評価制度に係る情報開示とは別に処理業者自身が登録されたデータを表示するため、情報開示データと異なる場合があります。)

許可区域	許可の種類	許可番号	許可期限日	優良性適合確認日
埼玉県	産業廃棄物収集運搬業	1234567890	2019/03/31	2018/12/20
埼玉県	特別管理産業廃棄物収集運搬業	9876543210	2019/03/31	2018/12/20
さいたま市	特別管理産業廃棄物収集運搬業	0123456789	2019/03/31	2018/12/20

図 3

産業廃棄物処理業 経営塾

平成 18 年 6 月 15 日に開塾致しました第 3 期「産業廃棄物処理業経営塾」では、産業廃棄物処理事業に関する各分野の最前線で活躍されている講師陣による講義や研修合宿、施設見学会等、充実したカリキュラムを 11 月 2 日にすべて終了しました。その後各塾生と塾長・副塾長による卒塾面談を行い、11 月 20 日都内のレストランにて卒塾式をおこないました。卒塾式では、ご講義いただいた講師を含め多数の来賓をお迎えし、太田塾長より卒塾にあたっての祝辞があり、34 名の卒塾生一人一人に塾長より修了証書が手渡されました。その後、優秀表彰の発表がおこなわれ、第 3 期では 17 名の受賞者に楯が送られました。また、卒塾生を代表して、三好創氏より答辞がなされました。卒塾生から幅広い分野の講義・研修合宿でのグループ討論会等について高い評価が寄せられ、本経営塾が充実したものとなりましたのも、お忙

しい中有意義なご講義をいただきました講師の方々のご尽力によるものと深く感謝しております。

卒塾生には、本塾で習得した基礎知識、専門知識に自らの経験を上乘せして、事業の向上・拡大、ひいてはわが国の産業廃棄物処理事業のレベルアップを担うようになっていただくことを期待致します。

また、現在第 4 期「産業廃棄物処理業経営塾」を平成 19 年 6 月より実施することとしております。第 4 期経営塾では第 3 期経営塾を更に発展させ、幅広い知識の習得、グループ討議を中心に盛り沢山のカリキュラムを検討・準備していく予定としております。第 4 期生募集につきましては、パンフレット・ホームページ等にてご案内させていただきますので、廃棄物処理業の経営にご関心のある方は奮ってご応募いただきますようお願い致します。



第 3 期生
34 名が
卒塾



■「産業廃棄物処理業経営塾」事務局■

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

・担当：総務部 中島・青木

・E-mail: nakajima@sanpainet.or.jp

地球環境問題の視点で



(株)市川環境エンジニアリング
本社事業部副事業部長

中新田 直生

「産業廃棄物処理業経営塾」の講義は、産業廃棄物処理業の経営を「行政」「法律」「技術」「経済」「財務」「倫理」など極めて広範囲の視点から鳥瞰したカリキュラムでした。また普段とは異なり、講師の先生からは、ひとつのテーマを「産業廃棄物処理事業経営」の視点で系統的にお話を伺うことができ、講義は大変参考になり、大変有意

義な半年でした。

今や地球環境問題が注目され、産業廃棄物処理も地球環境問題の視点で事業を捉えなければならなくなっています。このためには、分野や業界を超えた、さまざまな分野の広い知見が必要で、「産業廃棄物処理業経営塾」は、これらの知見の習得と人的つながりの拡大に大変役立つものであると思います。

今後、産業廃棄物処理業界が「産業」として成長する為に「産業廃棄物処理業経営塾」と卒塾生が大きな原動力となることを期待すると共に、私も塾で得たものを生かして、努力していきたいと思っています。

若い力に期待！



大青工業(株)
代表取締役

青澤 誠治

仙台で安定型最終処分場をしています。元々は建設業でしたので、中央はもちろん地方でも、同業者の方々とはほとんど付き合いがありませんでした。

今回の塾に参加して最初に感じたことは、若い人が多く（私が最年長かも・・・）それも、いわゆる息子さん達のみではなく、幹部社員の方々

が多くいらしたことで、多少のショックでありました。

そして、湯河原の合宿にてのグループディスカッション等を通じて、彼らの将来に対する期待、不安、夢などを感じる機会があったことは、私としても大きなパワーを頂き、熱いものを感じました。「産廃業界も処分業から一大製造業へと進化していきましょう」と言う講義と合わせて今後の彼らの行動力に期待を大きくするものです。

次回の塾へは、小生の子供を参加させるつもりです。塾と塾生の今後の益々のご活躍を祈念すると共に、準備をして頂いた財団の皆様に対して感謝申し上げます。

経営塾で築いた親密な関係を生かして



ダイヤモンドリース(株)
環境ファイナンス部部長代理
児玉 季彦

私が当社で所属する部署（環境ファイナンス部）は、廃棄物処理関連事業向け融資を専門とする部署ですが、今回経営塾へ参加した目的は、処理業経営全般の理解を深めるだけでなく、“廃棄物処理に関係する方々とのコネクション構築”を強く期待しておりました。経営塾の講師陣は、大手処理事業者、排出業者、プラントメーカー等々

の現場に近い方々から、廃棄物処理分野を専門とする弁護士、会計士、行政関係者、コンサルタント等々のラインナップで、接する機会の作りにくい多くの方々と知り合うことが出来ました。また同期の塾生は、全国規模の処理業者から地域密着の事業者、プラントメーカー、総合商社、金融業と幅広く、これら同期生とも半年間の講義を通じ親密な関係が築けました。

経営塾をきっかけに多くの方と知り合うことができ、業務上の相談や具体的商談等々を行える人脈が増え、その点だけでも経営塾受講は有意義であったと感じております。

編 集 後 記

明けましておめでとうございます
暖冬から一転、大雪の年明けとなりました。

「産廃振興財団ニュース」(Vol.14 No.45)をお届けいたします。

恒例の新春インタビューですが、新理事長樋口成彬の抱負を「産廃新時代に向けて」と題し掲載しました。

続きまして、昨年 11 月 16、17 日にかけて静岡県浜松市で行われました

第 13 回全国担当者会議の特集記事を掲載。優良化推進事業、原状回復支援事業、PCB について各県担当者の発表も交えまして掲載いたしました。ぜひ、今後の参考になさってください。

不法投棄未然防止支援システムは、エコアラームネットと新名称決定し、本年 4 月より本格稼働いたします。加盟自治体を広く募集しておりますので、どうぞご検討下さい。経営塾は第 3 期

が卒塾を迎えました。第 4 期は、6 月より実施致します。廃棄物処理業の経営に関心のある方の奮ってのご参加をお待ちしております。

今号から誌面の刷新を図りました。皆さまのご意見をいただければ幸いです。アンケートへのご協力をお願いいたします。

産廃振興財団NEWS

2007.1 Vol.14 No.45

発行日 平成19年1月30日

発行人 樋口 成彬

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています